



国民年金の相談・申請

国民年金の保険料の納付が困難な場合や、新たに国民年金の給付を受ける場合には、相談や申請が必要となります。代理人が相談や申請をする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

相談が遅れたことによって、不利益な結果となる場合もありますので、早めのご相談をお願いします。

任意加入をしたい

	必要なもの	相談・申請先
国民年金の強制加入対象ではない（60歳以上の者や在外邦人等）が、国民年金に加入を希望するとき	<ul style="list-style-type: none">●マイナンバーのわかるもの又は年金手帳●本人確認書類●普通口座の通帳●上記通帳の届出印	住民票のある市町村役場 ※

※ 高知市では受付のみとなります。60歳以上の高齢任意加入を希望する方で、年金記録が不明確な場合や、受給金額の試算を希望の場合は、最寄りの年金事務所にご相談ください。

年金手帳を紛失した

	必要なもの	相談・申請先
第1号被保険者が年金手帳を再交付するとき	<ul style="list-style-type: none">●本人確認書類●認め印	住民票のある市町村役場 ※

※ 市町村役場で年金手帳の再交付申請を行う場合は、後日に日本年金機構からの郵送となりますので、お手もとに届くまで3～4週間程度の期間を要します。急ぎの場合は、最寄りの年金事務所でお手続きください。

	必要なもの	相談・申請先
第2号被保険者や第3号被保険者が年金手帳を再交付するとき	会社（事業所）や共済組合に確認してください。	<ul style="list-style-type: none">・会社（事業所）・共済組合

学生で保険料納付が困難

	必要なもの	相談・申請先
学生で国民年金保険料の納付が困難で学制納付特例申請を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーのわかるもの又は年金手帳 ● 本人確認書類 ● 在学期間のわかる学生証写し又は在学証明書原本 ● 離職票など（失業を理由とする場合） ● 認め印 	住民票のある市町村役場 ※

※ 直接、最寄りの年金事務所でもお手続きできます。

保険料の納付が困難

	必要なもの	相談・申請先
学生以外の者で、国民年金保険料の納付が困難で免除申請を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーのわかるもの又は年金手帳 ● 本人確認書類 ● 離職票など（本人、配偶者、世帯主のうち失業を理由とする者について） ● 認め印 	住民票のある市町村役場 ※

※ 直接、最寄りの年金事務所でもお手続きできます。

成年後見制度と代理権

民法で規定される成年後見制度には、成年後見人・保佐人・補助人があります。

成年後見人には、財産に関するすべての法律行為の代理権が認められており、保佐人及び補助人には、裁判所で定めた特定の法律行為の代理権が認められています。

成年後見人等が委任状の代わりに法定代理人として手続きをする際には、法務局が発行する成年後見人等の登記事項証明書等で代理権を確認する必要があります。

特に、保佐人及び補助人は、裁判所で定められた代理権の範囲についても確認する必要があります。

国民年金の相談・申請

老齢になった

	必要なもの	相談・申請先
第1号被保険者のみの者 が老齢（原則65歳）になったとき	老齢基礎年金を請求できる可能性がありますので、ご相談ください。	住民票のある市町村役場

	必要なもの	相談・申請先
第2号被保険者や第3号被保険者であった者 が老齢になったとき	年金事務所や共済組合に確認してください。	・最寄りの年金事務所 ・共済組合

障害になった

	必要なもの	相談・申請先
第2号被保険者や第3号被保険者の期間 に初診日のあるケガや病気で障害になったとき	年金事務所や共済組合に確認してください。	・最寄りの年金事務所 ・共済組合

	必要なもの	相談・申請先
上記以外の期間で65歳までに 初診日のあるケガや病気で障害になったとき	初診日と傷病名を確認のうえ、相談においでください。	住民票のある市町村役場

国民年金の相談・申請

死亡した

国民年金を受給せず死亡	必要なもの	相談・申請先
<u>20歳未満の子</u> がいるとき	遺族基礎年金を請求できる可能性がありますので、相談においでください。	住民票のある市町村役場 ※
婚姻期間（事実婚を含む）が10年以上継続している <u>妻</u> がいるとき	寡婦年金を請求できる可能性がありますので、相談においでください。	
<u>同居又は世話をしていた</u> 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいるとき	死亡一時金を請求できる可能性がありますので、相談においでください。	

※ 遺族厚生年金や遺族共済年金の権利が発生する場合には、年金事務所や共済組合になります。

国民年金受給者が死亡	必要なもの	相談・申請先
<u>同居又は世話をしていた</u> 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の三親等以内の親族がいるとき	年金事務所や共済組合に確認してください。 ※	年金事務所や共済組合 ※

※ 障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみの受給者が死亡したときは、住民票のある市町村役場になります。なお、高知市では、年金事務所が所管している受給者の死亡届についてもお取り次ぎしていますが、場合によっては年金事務所をご案内することがあります。

国民年金の相談・申請

年金証書を紛失した

	必要なもの	届け出先
年金受給者が年金証書を再発行するとき	●マイナンバーのわかるもの ●本人確認書類 ●認め印	・最寄りの年金事務所 ・共済組合

その他再交付

	必要なもの	相談・申請先
納付書の再発行をしたいとき	最寄りの年金事務所に確認してください。	最寄りの年金事務所

	必要なもの	相談・申請先
国民年金保険料控除証明書を再発行したいとき	最寄りの年金事務所に確認してください。	最寄りの年金事務所

	必要なもの	相談・申請先
国民年金の源泉徴収票や振込通知書を再発行したいとき	最寄りの年金事務所に確認してください。	最寄りの年金事務所

※ その他の国民年金に関する証明等についても、最寄りの年金事務所にご相談ください。

・高知東年金事務所（☎831-4430）

・高知西年金事務所（☎875-1717）

※ 年金から特別徴収されている住民税については市民税課に、介護保険料については介護保険課に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料については保険医療課にご相談ください。